

別紙(二)

契約書

一 労働時間ハ午前七時より午後五時迄トシ且年ヨリ一時ノ間休憩ハ
二 賃金ノ件

氏名	日給	責任個数
バルブ工	六三五	一千七百個
金雙声	〃	〃
林巧凡	〃	〃
權五郎	〃	〃
安昌遠	〃	一千五百個
丸山	〃	〃
李起滋	〃	〃
封止工	〃	〃
孫龜場	六七〇	一千個
武居徳太郎	一六五	〃
八田不二男	一三〇	八百個
久保田春雄	一三〇	〃
又テーム工	〃	〃
崔壽昌	六〇〇	一千八百個

三 従業員ハ責任個数ヲ回ハズ誠意ヲ以テムルヲ以テノ後ノ放棄分ニ対シテハ三割ノ残業
手当ヲ支給ス

四 工場法ノ適要ヲ没ク

五 工場設備ハ極力改善ス

六 住込職工ニ対スル食事ハ改善ス(但レ食事上ノ都合ヨリ適当ノ場所ニ移設サレタル)

七 爭議費金六十圓支払ス

八 コノ問題ニ対シ一人ノ豫想者ヲ出サズ

九 賃金ニテズル件

内右責任個数ニヨリ不足ノ場合ハ其ノ合計個数ヲ各責任個数金額割合ニ対シテ
差引クコト

四 若シ責任個数ヨリ過剩ノ場合ハ其ノ個数ニ対スル報酬ヲ出サレハコト
十 就業中ニ雜談及放散ハ遠慮スルコト

右ノ通契約仕り候也

昭和五年五月九日

斎藤電球工場主

斎藤金太郎